

訪問看護医療DX情報活用について

当訪問看護ステーション グレースケアでは、令和6年6月1日より医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行ってまいります。

< 施設基準 >

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を実施している。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制が整備されている。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている。

< 備考 >

- 1 について、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用をオンライン請求している場合に該当するものであること。
- 2 について、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムによるオンライン資格確認を行う体制を有している場合に該当するものであること。
- 3 について、本ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までは、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示されていれば、適合しているものとみなす。

令和6年6月1日

訪問看護ステーション グレースケア 管理者